

【フランス】炭化水素の研究及び開発を禁止する法律

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2017年12月30日、パリ協定及びパリ協定を受けて策定された「気候計画」において定められた地球温暖化対策目標を実現するため、石油や天然ガスの主成分である炭化水素の研究及び開発を禁止する法律が制定された。

1 法律制定の背景

(1) パリ協定

2015年12月12日にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択され、2016年11月4日に発効したパリ協定は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである。パリ協定は、歴史上初めて、先進国・発展途上国の区別なく196か国全ての加盟国が、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとなった¹。パリ協定において、長期的目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前から2度以内に抑える(いわゆる「2度目標」)とともに、1.5度以内に抑えるよう努力することが規定された。

(2) 気候計画

COP21で議長国を務めたフランスは、自国には率先してパリ協定の規定を実践する責任があるとして、2017年7月6日に「気候計画」²を発表した。気候計画は、①パリ協定を遵守する、②全てのフランス国民の日常生活を改善する、③化石燃料を廃止し、カーボンニュートラル³を推進する、④フランスをグリーン経済第1の国にする、⑤気候変動と戦うために、生態系と農業の潜在能力を最大限に引き出す、⑥気候変動対策に関する国際的な連携を強化する、という6つの方針で構成される。具体的には、次のような政策目標が掲げられている。

- ・2025年にプラスチックのリサイクル率を100%にする
- ・2040までに温室効果ガスを排出する自動車の販売を終了する
- ・2040年までに化石燃料の使用を廃止し、石油・ガス・石炭の生産を終了する
- ・2050年までにカーボンニュートラルを達成する

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ アメリカ(世界の温室効果ガス排出量シェア第2位)のトランプ大統領は、2017年6月1日に、中国(同第1位)やインド(同第4位)の対策がアメリカに比べて不十分で、パリ協定はアメリカの産業、労働者、国民、納税者にとって不公平だとして協定からの離脱を発表した。しかし、協定の規定では、正式に離脱が認められるのは、2019年11月4日(発効日の3年後)からで、さらに手続に1年かかるため、2020年11月までは協定に留まることになる。

² *Plan Climat*, Ministère de la Transition écologique et solidaire, 2017.7. <<https://www.ecologique-solidaire.gouv.fr/sites/default/files/2017.07.06%20-%20Plan%20Climat.pdf>>

³ カーボンニュートラルとは、環境における炭素量に対して中立であるという意味で、ある生産や活動を行う際に排出される二酸化炭素の量と吸収される二酸化炭素の量が同じ量である状態のことを指す。なお、広義には、二酸化炭素の排出と吸収が瞬時に行われると仮定して、ある活動により排出される二酸化炭素の分だけ植林など二酸化炭素の吸収を助ける別の活動を行えば二酸化炭素の増減はないとみなす場合もカーボンニュートラルと呼ぶ。(一般財団法人環境イノベーション情報機構「環境用語集」<<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=3670>> 参照。)

2 法律の概要

2017年9月6日、ニコラ・ユロ（Nicolas Hulot）環境連帯移行大臣によって、石油や天然ガスの主成分である炭化水素⁴の開発を廃止するための法案が国民議会に提出された。法案は、修正を経て、2017年12月30日、「炭化水素の研究及び開発を終わらせエネルギー及び環境に関する様々な規定を含む2017年12月30日の法律第2017-1839号」⁵（以下「法律第2017-1839号」）として成立した。同法は、パリ協定及びパリ協定を受けて策定された気候計画で定められた規定を遵守し地球温暖化抑制に貢献するとともに、パリ協定の他の加盟国に対しフランスの実行力及び信用力を示し、地球温暖化対策の実行を促す目的で制定された。

(1) 法律の構成

法律第2017-1839号は全8章28か条で、その構成は、第1章（第1条～第11条）パリ協定に基づく気候変動対策の枠組みにおける炭化水素の研究及び開発の停止、第2章（第12条）ガスの貯蔵及び消費に関する規定、第3章（第13条～第17条）ネットワークの供給者と管理者の関係性に関する規定、第4章（第18条～第20条）バイオ燃料の管理に関する規定、第5章（第21条～第24条）大気汚染物質の排出削減に関する規定、第6章（第25条～第26条）海外領土での適用に関する規定、第7章（第27条）フランス船籍での海外輸送の能力及び義務に関する規定、第8章（第28条）省エネルギー証明書の措置に関する規定である。

(2) 法律の主な内容

法律第2017-1839号は、パリ協定及び気候計画において定められた目標のうち、特に2度目標とカーボンニュートラルを達成するためのものである。まず、2度目標を達成するためには、地中に埋蔵されている炭化水素資源の大半を使用せず地中に残す必要がある。⁶また、2050年までにカーボンニュートラルを達成するためには、炭化水素の消費を削減しなければならない。そのため、同法は、新たな炭化水素資源の探鉱・採掘許可証を発行することを禁止する。また、現在有効な許可証も2040年以降は更新されない可能性があることを定めている。これによって、2040年までに炭化水素の国内生産をほぼ完全に廃止することができる⁷とされている。さらに、同法は、シェールガスなどの非従来型炭化水素の開発を禁止し、政府が国内の消費者のための天然ガス供給の安定性に関する条項を法律で定めることができるとしている。

(3) 法律の評価

フランスの主な炭化水素資源の開発は、石油採掘（2016年において80万トン）及びガス採掘（同4億立方メートル）で、国内エネルギー消費量の約1%に過ぎない一方で、この部門は1,500人の直接雇用と4,000人の間接雇用を抱えている。このような状況を踏まえ、法律第2017-1839号は、国内での開発のみを禁止し、輸入については言及しておらず、象徴的なものではあるが、気候変動対策の第一歩として意味のあるものだとみなされている。⁷

⁴ 炭化水素とは、炭素と水素だけから成る化合物の総称で、石油、天然ガスは各種の炭化水素の混合物である（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「石油・天然ガス用語辞典」<<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/dicsearch.pl?frceeword=%E7%82%AD%E5%8C%96%E6%B0%B4%E7%B4%A0&target=KEYEQ>>）。

⁵ Loi n° 2017-1839 du 30 décembre 2017 mettant fin à la recherche ainsi qu'à l'exploitation des hydrocarbures et portant diverses dispositions relatives à l'énergie et à l'environnement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000036339396&categorieLien=id>>

⁶ “The geographical distribution of fossil fuels unused when limiting global warming to 2 °C,” nature, 2015.1. <<https://www.nature.com/articles/nature14016>>

⁷ “Les députés finalisent la loi Hulot sur les hydrocarbures,” le monde.fr, 2017.12. <http://www.lemonde.fr/climat/article/2017/12/01/les-deputes-finalisent-la-loi-hulot-sur-les-hydrocarbures_5223370_1652612.html>